

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年6月30日（令和2年（行情）諮問第352号）

答申日：令和3年3月29日（令和2年度（行情）答申第527号）

事件名：米軍普天間飛行場の返還条件「民間施設の使用の改善」の具体的内容等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書4ないし文書13（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月13日付け防官文第11686号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示の判断の審査を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

米軍普天間飛行場の返還条件に関する日米交渉の記録について行政文書の開示請求をしたが、「米国との信頼関係」を理由に不開示となったため、あらためて不開示の判断について審査を求めます。日米政府は現在キャンプ・シュワブに建設中の新しい米軍基地について普天間飛行場の代替施設と位置づけているため、普天間返還の条件は当事者である沖縄県民に対し周知すべきものと考えます。

（2）意見書（添付資料は省略）

沖縄県民を20年にわたって二分してきた普天間飛行場移設問題ですが、多くの県民にとってその前提となっているのは、新たな基地建設が完成すれば普天間飛行場は即時返還され、危険性が除去されるというものでした。しかし、2017年6月6日、当時の稲田朋美防衛相は外交防衛委員会で「（民間施設の使用の改善を含む8つの）返還条件が整わなければ普天間は返還されない」と答弁しました。

この発言に多くの県民は驚きました。辺野古新基地の滑走路は1800メートルで、米軍が求めるそれより長い滑走路は沖縄県内で限られているため、那覇空港が当然対象に入ると関係者はみえています。当時、故翁長雄志知事は「那覇空港は使わせない」と拒否の姿勢を示しました。

普天間の返還条件が日米間で整っていないにもかかわらず、その点について十分な周知をせず、新たに基地をつくれれば普天間は返還されるという二者択一で県民世論を二分してきた責任が政府側にあると考えます。

県民や国民が普天間の移設問題を公正に判断するためにも、その前提となる返還条件はすべからく公にされ、共有されるべきものと考えます。これは外交機密ではなく、国民県民に対する最低限の周知事項であると思います。

公文書開示を切に検討願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「米軍普天間飛行場の返還条件「民間施設の使用の改善」の具体的内容が分かる文書。もしくは進捗が分かる協議文書。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）平成25年4月」（以下「先行開示文書」という。）及び別紙に掲げる13文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年12月25日付け防官文第19839号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和元年12月13日付け防官文第11686号により、別紙に掲げる13文書について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、別紙に掲げる13文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり、不開示部分の開示を求めるが、上記2のとおり、別紙に掲げる13文書の一部については、法5条3号及び5号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月17日 審議
- ④ 同年8月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受

⑤ 令和3年3月3日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書4ないし文書13である。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、米軍普天間飛行場の返還に関する民間施設の使用の改善の問題を含む、日米間の安全保障に係るさまざまな事案についての両国政府間の複数回にわたる協議の内容等が具体的かつ詳細に記載されている。

当該部分は、諮問庁が不開示とした理由として説明する「公にしないことを前提とした米国とのやり取りに関する情報」であることをも踏まえれば、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

別紙に掲げる文書のうち、文書4ないし文書13については、原処分において具体的な文書名が明らかにされていないが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

- 1 国会等関連議事録集 1
- 2 国会等関連議事録集 2
- 3 国会等関連議事録集 3
- 4 文書 4
- 5 文書 5
- 6 文書 6
- 7 文書 7
- 8 文書 8
- 9 文書 9
- 10 文書 10
- 11 文書 11
- 12 文書 12
- 13 文書 13

別表（不開示とした部分及び理由）

文書名	枚目	不開示とした場所	不開示とした理由
文書 4	1 ないし 2 5	ページ番号を除く 全て	公にしないことを前提とした米国とのやり取りに関する情報であって、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するとともに、国の機関等の内部又は相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同条 5 号に該当するため不開示とした。
文書 5	1 ないし 1 7		
文書 6			
文書 7	1	ページ番号及び「注意」表記を除く全て	
文書 8	1 ないし 8	作成部署名、ページ番号及び「注意」表記並びに文書管理情報の一部を除く全て	
文書 9	1 ないし 4	作成部署名及び「注意」表記を除く全て	
文書 10	1 ないし 1 3	ページ番号及び「注意」表記を除く全て	
文書 11	1 ないし 1 5		
文書 12	1 ないし 1 7		
文書 13	1 ないし 1 9		